

現 行	改 正
<p style="text-align: center;"><b>足立区公共施設等整備基準</b></p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第10条）</p> <p>第2章 分野別整備方針及び基準（第11条—第15条）</p> <p>第3章 施設別整備基準</p> <p>    第1節 公共建築物等整備基準（第16条—第21条）</p> <p>    第2節 公共住宅整備基準（第22条—第27条）</p> <p>    第3節 道路整備基準（第28条—第32条）</p> <p>    第4節 公園整備基準（第33条—第37条）</p> <p>    第5節 河川整備基準（第38条—第43条）</p> <p>第4章 協議等（第44条）</p> <p>付則</p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この基準は、足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例（平成24年足立区条例第43号。以下「条例」という。）第20条第1項の規定に基づき、公共施設等の事業を行う者に対する指導、助言等に関し必要な事項を定め、区民が安全かつ快適に住み続けられる市街地の形成を、足立区（以下「区」という。）その他の公共施設等整備主体が先導的に行うことにより、周辺地区に波及効果を及ぼし、まちづくりの推進に寄与することを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>足立区公共施設等整備基準</b></p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第10条）</p> <p>第2章 分野別整備方針及び基準（第11条—第15条）</p> <p>第3章 施設別整備基準</p> <p>    第1節 公共建築物等整備基準（第16条—第21条）</p> <p>    第2節 公共住宅整備基準（第22条—第27条）</p> <p>    第3節 道路整備基準（第28条—第32条）</p> <p>    第4節 公園整備基準（第33条—第37条）</p> <p>    第5節 河川整備基準（第38条—第43条）</p> <p>第4章 協議等（第44条）</p> <p>付則</p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この基準は、足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例（平成24年足立区条例第43号。以下「条例」という。）第20条第1項の規定に基づき、公共施設等の事業を行う者に対する指導、助言等に関し必要な事項を定め、区民が安全かつ快適に住み続けられる市街地の形成を、足立区（以下「区」という。）その他の公共施設等整備主体が先導的に行うことにより、周辺地区に波及効果を及ぼし、まちづくりの推進に寄与することを目的とする。</p>

現 行	改 正
<p>(関連法令等及び基準との整合)</p> <p>第2条 まちづくり事業者は、公共施設等の整備（改修及び改良を除く。）を行うに当たっては、法令等及びこの基準を遵守するとともに、区が定める各種計画との整合を図らなければならない。</p> <p>2 まちづくり事業者は、公共施設等の整備（改修及び改良に限る。）を行うに当たっては、法令等を遵守し、区が定める各種計画との整合を図るとともに、可能な限りこの基準に準じて行うものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第3条 この基準において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) まちづくり事業者 区内において、次条に掲げる公共施設等の整備を行う者をいう。</p> <p>(2) 整備 建築物にあつては新築、改築、増築及び改修を、道路及び公園にあつては新設及び改良を、河川にあつては築造及び改良をいう。</p> <p>(3) 公共建築物等 公共建築物及びそれに係る敷地並びに駐車場をいう。</p> <p>(4) 改修 模様替え及び建築物の付帯施設等の更新をいう。ただし、損耗及び劣化、破損又は故障により損なわれた機能を回復させる修繕並びに補修を除く。</p> <p>(5) 改良 既存の公共施設等の機能向上を目的とした施設の更新をいう。</p> <p>(6) 維持保全及び維持管理 長期にわたりその機能の維持及び耐久性の確保を図るために行う点検、保守、運転、監視及び清掃をいう。</p>	<p>(関連法令等及び基準との整合)</p> <p>第2条 まちづくり事業者は、公共施設等の整備（改修及び改良を除く。）を行うに当たっては、法令等及びこの基準を遵守するとともに、区が定める各種計画との整合を図らなければならない。</p> <p>2 まちづくり事業者は、公共施設等の整備（改修及び改良に限る。）を行うに当たっては、法令等を遵守し、区が定める各種計画との整合を図るとともに、可能な限りこの基準に準じて行うものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第3条 この基準において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) まちづくり事業者 区内において、次条に掲げる公共施設等の整備を行う者をいう。</p> <p>(2) 整備 建築物にあつては新築、改築、増築及び改修を、道路及び公園にあつては新設及び改良を、河川にあつては築造及び改良をいう。</p> <p>(3) 公共建築物等 公共建築物、当該建築物の敷地及び 駐車場をいう。</p> <p>(4) 改修 模様替え及び建築物の付帯施設等の更新をいう。ただし、損耗、劣化、破損又は故障により損なわれた機能を回復させる修繕及び補修を除く。</p> <p>(5) 改良 既存の公共施設等の機能向上を目的とした施設の更新をいう。</p> <p>(6) 維持保全及び維持管理 長期にわたりその機能の維持及び耐久性の確保を図るために行う点検、保守、運転、監視及び清掃をいう。</p>

現 行	改 正
<p>2 前項各号に定めるもののほか、この基準で使用する用語の意義は、条例及び足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例施行規則（平成17年足立区規則第66号）で使用する用語の例による。</p> <p><b>（事前協議適用範囲）</b></p> <p>第4条 まちづくり事業者は、次の各号の公共施設等の整備（改修及び改良にあつては、次項各号に掲げる公共施設等に係るものに限る。）を行うに当たっては、条例第23条第1項の規定に基づき、事前に区長に協議しなければならない。</p> <p>(1) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第11条第1項第1号に規定する道路及び区が管理する交通広場及び通路</p> <p>(2) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項第1号に規定する都市公園、足立区立児童遊園条例（昭和39年足立区条例第14号）に規定する児童遊園及び区が管理する広場</p> <p>(3) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項又は第100条第1項に規定する河川</p> <p>(4) 建築基準法 第2条第1号に規定する建築物のうち、次のアからエまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 公共建築物であつて、敷地面積又は延べ面積が500平方メートル以上となる建築物</p> <p>イ 公共住宅</p> <p>ウ 公衆便所</p> <p>エ 巡査派出所又は駐在所</p> <p>(5) その他区長が必要と認めるもの</p>	<p>2 前項各号に定めるもののほか、この基準で使用する用語の意義は、条例及び足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例施行規則（平成17年足立区規則第66号）で使用する用語の例による。</p> <p><b>（事前協議適用範囲）</b></p> <p>第4条 まちづくり事業者は、次の各号に掲げる公共施設等の整備（改修及び改良にあつては、次項各号に掲げる公共施設等に係るものに限る。）を行うに当たっては、条例第23条第1項の規定に基づき、事前に区長に協議しなければならない。</p> <p>(1) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第11条第1項第1号に規定する道路並びに区が管理する交通広場及び通路</p> <p>(2) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項第1号に規定する都市公園、足立区立児童遊園条例（昭和39年足立区条例第14号）に規定する児童遊園及び区が管理する広場</p> <p>(3) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川</p> <p>(4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物のうち、次のアからエまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 公共建築物であつて、敷地面積又は延べ面積が500平方メートル以上となる建築物</p> <p>イ 公共住宅</p> <p>ウ 公衆便所</p> <p>エ 巡査派出所又は駐在所</p> <p>(5) その他区長が必要と認めるもの</p>

現 行	改 正
<p>2 公共施設等の改修及び改良とは、次の各号の整備をいう。</p> <p>(1) 建築物等の改修で、次のアからウまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 外構工事で、植栽、垣<b>若しくは柵の改修又は校庭改修等に伴うもの</b></p> <p>イ 内部改修で、全体の半数以上の部屋（トイレ<b>や</b>倉庫等を含む。）のレイアウトの変更を伴う大規模改修</p> <p>ウ 個別改修で、トイレ改修工事</p> <p>(2) 道路の改良で、歩道の幅員構成の変更が生じるもの</p> <p>(3) 公園改良で、植栽、垣又は柵の改修等に係るもの</p> <p>(4) 河川の改良で、河川断面の変更を伴うもの</p> <p><b>(事前協議申請手続及び完了報告)</b></p> <p>第5条 まちづくり事業者は、公共施設等の整備に関し、建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条第2項に基づく計画の通知が必要なものについてはその申請手続までに、必要としないものについては着工するまでに、道路、公園及び河川の整備については起工するまでに、別に定める申請書を区長に提出し、条例第23条第1項の規定に基づく事前協議(以下「事前協議」という。)を行わなければならない。ただし、建築物の改修並びに道路、公園及び河川の改良については、当<b>該</b>申請書の提出をもって、事前協議があったものとみなす。</p> <p>2 まちづくり事業者は、公共施設等の整備に関し、前項に規定する申請書の内容に変更があった場合は、<b>速やかに</b>別に定める変更申請書を区長に<b>速やかに</b>提出しなければならない。</p> <p>3 まちづくり事業者は、公共施設等の整備が完了したときは、<b>速やかに</b>別に定める完了報告書を区長に<b>速やかに</b>提出しなければならない。</p>	<p>2 公共施設等の改修及び改良とは、次の各号の整備をいう。</p> <p>(1) 建築物等の改修で、次のアからウまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 外構工事で、植栽、垣、<b>柵、校庭等の改修に伴うもの</b></p> <p>イ 内部改修で、全体の半数以上の部屋（トイレ、<b>倉庫</b>等を含む。）のレイアウトの変更を伴う大規模改修</p> <p>ウ 個別改修で、トイレ改修工事</p> <p>(2) 道路の改良で、歩道の幅員構成の変更が生じるもの</p> <p>(3) 公園改良で、植栽、垣又は柵の改修等に係るもの</p> <p>(4) 河川の改良で、河川断面の変更を伴うもの</p> <p><b>(事前協議申請手続及び完了報告)</b></p> <p>第5条 まちづくり事業者は、公共施設等の整備に関し、建築基準法<b>第18条第2項</b>に基づく計画の通知が必要なものについてはその申請手続までに、必要としないものについては着工するまでに、道路、公園及び河川の整備については起工するまでに、別に定める申請書を区長に提出し、条例第23条第1項の規定に基づく事前協議(以下「事前協議」という。)を行わなければならない。ただし、建築物の改修並びに道路、公園及び河川の改良については、当<b>該</b>申請書の提出をもって、事前協議があったものとみなす。</p> <p>2 まちづくり事業者は、公共施設等の整備に関し、前項に規定する申請書の内容に変更があった場合は、<b>速やかに</b>別に定める変更申請書を区長に<b>速やかに</b>提出しなければならない。</p> <p>3 まちづくり事業者は、公共施設等の整備が完了したときは、<b>速やかに</b>別に定める完了報告書を区長に<b>速やかに</b>提出しなければならない。</p>

現 行	改 正
<p>(近隣への配慮)</p> <p>第6条 まちづくり事業者は、近隣住民への十分な周知を図った上で、公共施設等の整備を行わなければならない。</p> <p>2 足立区立施設の建築工事における区民に対する配慮基準に基づき、大気汚染、振動、騒音等の影響を可能な限り抑え、区民の生活環境を悪化させないよう整備を行うものとする。</p> <p>(隣接敷地との整合)</p> <p>第7条 隣接敷地との整合は、次の各号による。</p> <p>(1) 公共施設等が隣接している場合においては、一体的な整備を行うことにより、相互の施設整備効果の増進を図るとともに、周辺環境の向上に努めること。</p> <p>(2) まちづくり事業者は、計画に先立って道路及び水路などの境界確認を行うとともに、土地の区画形質の変更を伴う事業を行う場合は、不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に該当する地図として、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第5項の指定を受けること。</p> <p>(まちづくりへの貢献)</p> <p>第8条 まちづくり事業者は、当該事業区域又は 接する部分に道路計画（細街路、地区施設等）がある場合は、その整備を行うこととし、管理について区と協議の整ったものは無償譲渡するものとする。</p> <p>2 歩道のない道路（敷地内の通路等を除く。以下この項において同じ。）に面する敷地において整備を行うときは、原則として、次に定めるところにより、幅員2.0メートル以上の自主管理歩道又は公開空地を設けるものとする。</p>	<p>(近隣への配慮)</p> <p>第6条 まちづくり事業者は、近隣住民への十分な周知を図った上で、公共施設等の整備を行わなければならない。</p> <p>2 足立区立施設の建築工事における区民に対する配慮基準に基づき、大気汚染、振動、騒音等の影響を可能な限り抑え、区民の生活環境を悪化させないよう整備を行うものとする。</p> <p>(隣接敷地との整合)</p> <p>第7条 隣接敷地との整合は、次の各号による。</p> <p>(1) 公共施設等が隣接している場合においては、一体的な整備を行うことにより、相互の施設整備効果の増進を図るとともに、周辺環境の向上に努めること。</p> <p>(2) まちづくり事業者は、計画に先立って道路、水路等の境界確認を行うとともに、土地の区画形質の変更を伴う事業を行う場合は、不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に該当する地図として、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第5項の指定を受けること。</p> <p>(まちづくりへの貢献)</p> <p>第8条 まちづくり事業者は、 事業区域又は当該区域に接する部分に道路計画（細街路、地区施設等）がある場合は、その整備を行うこととし、管理について区と協議の整ったものは無償譲渡するものとする。</p> <p>2 まちづくり事業者は、歩道のない道路（敷地内の通路等を除く。以下この項において同じ。）に面する敷地において整備を行うときは、原則として、次の各号に定めるところにより、幅員2.0メートル以上の自主管理歩道又は公開空地を設けるものとする。</p>



現 行	改 正
<p><b>第2章 分野別整備方針及び基準</b>  <b>(ユニバーサルデザインの整備方針及び基準)</b></p> <p>第11条 公共施設等は、障がいの有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、<b>また</b>妊婦、乳幼児を連れた<b>人</b>等（以下「障がい者<b>及び高齢者</b>等」という。）を含めたすべての人々の利用に配慮した、安全で快適な空間となるよう整備を行うものとする。</p> <p>2 ユニバーサルデザインの整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) トイレを設置する場合は、高齢者障がい者等用便房（バリアフリートイレ）の設置に努めること。</p> <p>(2) サイン整備に当たっては、<b>カラーユニバーサルデザインガイドライン（平成21年3月足立区策定）</b>に基づいた色彩と<b>すること。また、</b><b>足立区歩行者系案内サインマニュアル（令和2年3月足立区都市建設部都市計画課策定）</b>により整備に努めること。</p> <p>(3) 障がい者<b>及び高齢者</b>等<b>をはじめ歩行者</b>が安全かつ円滑に<b>移動</b>できるよう整備を行うこと。</p> <p>3 公共施設等の整備を行うに当たっては、障がい者<b>及び高齢者</b>等の意見<b>の聴取</b><b>及び</b>その反映に努めること。</p> <p><b>(安全・安心の整備方針及び基準)</b></p> <p>第12条 公共施設等は、防災<b>及び</b>防犯対策<b>など</b>を十分に講じ、区民が安全・安心に暮らせる生活環境を創出するよう、整備を行うものとする。</p> <p>2 安全・安心の整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) 耐震性、耐火性、耐浸水性等に十分配慮した整備に努めること。</p>	<p><b>第2章 分野別整備方針及び基準</b>  <b>(ユニバーサルデザインの整備方針及び基準)</b></p> <p>第11条 公共施設等は、障がいの有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、<b>障がい者、</b><b>妊婦、乳幼児を連れた者</b>等（以下「障がい者<b>等</b>」という。）を含めたすべての人々の利用に配慮した、安全で快適な空間となるよう整備を行うものとする。</p> <p>2 ユニバーサルデザインの整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) トイレを設置する場合は、高齢者障がい者等用便房（バリアフリートイレ）の設置に努めること。</p> <p>(2) サイン整備に当たっては、<b>別に定める</b>カラーユニバーサルデザインガイドライン<b>に基づいた色彩とし、別に定める</b>足立区歩行者系案内サインマニュアル<b>により整備に努めること。</b></p> <p>(3) 障がい者<b>等</b><b>が安全かつ円滑に</b><b>歩行</b>できるよう整備を行うこと。</p> <p>3 公共施設等の整備を行うに当たっては、障がい者<b>等の意見</b><b>を聴取し、</b>及びその反映に努めること。</p> <p><b>(安全・安心の整備方針及び基準)</b></p> <p>第12条 公共施設等は、防災、<b>防犯対策等</b>を十分に講じ、区民が安全・安心に暮らせる生活環境を創出するよう、整備を行うものとする。</p> <p>2 安全・安心の整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) 耐震性、耐火性、耐浸水性等に十分配慮した整備に努めること。</p>

現 行	改 正
<p>(2) 延焼遮断性能を高めるため、防火性能の高い樹種による緑化に努めること。</p> <p>(3) 延焼を遮断し、避難に有効な空地や緑地の創出に努めること。</p> <p>(4) <b>視認性の確保や適切な照明配置など</b>「足立区防犯設計ガイドライン」に基づいた防犯対策を講じること。</p> <p>3 雨水流出抑制対策に当たっては、次の各号に <b> </b>留意した整備を行うものとする。</p> <p>(1) 整備する対象敷地が、500平方メートル以上の場合、<b> </b>雨水流出抑制施設設置<b>規</b>準<b>（平成26年4月足立区都市建設部策定）</b>を遵守するよう整備を行うこととする。ただし、整備する対象が河川の場合で、かつ<b> </b>流出抑制対策の効果が期待できない等の十分な理由があるときはこの限りでない。</p> <p>(2) 降雨時における雨水の放流量は、極力抑え、1ヘクタール及び1時間当たり、200立方メートルの放流量を超えないこととする。</p> <p>(3) 整備する対象が道路の場合で、第1号に定める基準の遵守が困難なときは、歩道を透水性のある舗装とする等、現地の状況を踏まえた流出抑制対策を講じることとする。この場合において、車道は、抑制対策の対象から除くものとする。</p> <p>(4) <b>上記</b>のほか、公共施設等の整備において、特別な事情により流出抑制対策を講じることが著しく困難な場合には、区とまちづくり事業者で事前協議のうえ抑制方法を決定する。</p> <p><b>（環境（地球温暖化対策）の整備方針及び基準）</b></p> <p>第13条 公共施設等は、足立区環境基本計画及び足立区地球温暖化対</p>	<p>(2) 延焼遮断性能を高めるため、防火性能の高い樹種による緑化に努めること。</p> <p>(3) 延焼を遮断し、避難に有効な空地、緑地<b>等</b>の創出に努めること。</p> <p>(4) <b>別で定める</b>「足立区防犯設計ガイドライン」に基づいた防犯対策を講じること。</p> <p>3 雨水流出抑制対策に当たっては、次の各号に<b>掲げる事項に</b>留意した整備を行うものとする。</p> <p>(1) 整備する対象敷地が、500平方メートル以上の場合、<b>別で定める</b>雨水流出抑制施設設置<b>基</b>準<b> </b>を遵守するよう整備を行うこととする。ただし、整備する対象が河川の場合で、かつ<b> </b>流出抑制対策の効果が期待できない等の十分な理由があるときはこの限りでない。</p> <p>(2) 降雨時における雨水の放流量は、極力抑え、1ヘクタール及び1時間当たり、200立方メートルの放流量を超えないこととする。</p> <p>(3) 整備する対象が道路の場合で、第1号に定める基準の遵守が困難なときは、歩道を透水性のある舗装とする等、現地の状況を踏まえた流出抑制対策を講じることとする。この場合において、車道は、抑制対策の対象から除くものとする。</p> <p>(4) <b>前3号に規定するもの</b>のほか、公共施設等の整備において、特別な事情により流出抑制対策を講じることが著しく困難な場合には、区とまちづくり事業者で事前協議のうえ抑制方法を決定する。</p> <p><b>（地球温暖化対策の整備方針及び基準）</b></p> <p>第13条 公共施設等は、足立区環境基本計画及び足立区地球温暖化対</p>

現 行	改 正
<p>策地域推進計画の考え方に基づき、日本で一番地球にやさしいひとのまちの実現に寄与するよう整備を行うものとする。</p> <p>2 環境（地球温暖化対策）の整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) 可能な限り自然エネルギーの導入に努めること。</p> <p>(2) 省エネルギー対策として、高効率エネルギー機器や省エネ機器の導入に努めること。</p> <p>3 リサイクルの推進や水資源の有効活用など、循環型社会の実現に向け、次の各号に留意した整備を行うものとする。</p> <p>(1) 水資源の有効活用のため、雨水、中水及び工業用水道利用の施設整備に努めること。</p> <p>(2) 都の定める建設リサイクルの指針類に基づき、当該計画の中に建設副産物（再生材）をできる限り使用することを盛り込み、環境の保護に努めること。</p> <p><b>（景観の整備方針及び基準）</b></p> <p>第14条 公共施設等は、足立区景観計画の方針に基づき、地域特性を活かし魅力と個性のある美しい生活都市を実現するため、整備を行うものとする。</p> <p>2 長期使用による経年変化に配慮し、地域住民から親しみ愛される整備を行うものとする。</p> <p>3 公共施設等の景観整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) 地区の文化や歴史などの地区特性を活かした整備に努めること。</p> <p>(2) 地区のシンボルとなるとともに、周辺環境と調和のとれた整備に努めること。</p> <p>(3) 整備区域内に、景観上良好な樹木や建築物等がある場合は、可</p>	<p>策地域推進計画の考え方に基づき、日本で一番地球にやさしいひとのまちの実現に寄与するよう整備を行うものとする。</p> <p>2 地球温暖化対策の整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) 可能な限り自然エネルギーの導入に努めること。</p> <p>(2) 省エネルギー対策として、高効率エネルギー機器、省エネ機器等の導入に努めること。</p> <p>3 まちづくり事業者は、リサイクルの推進、水資源の有効活用等、循環型社会の実現に向け、次の各号に掲げる事項に留意した整備を行うものとする。</p> <p>(1) 水資源の有効活用のため、雨水、中水及び工業用水道利用の施設整備に努めること。</p> <p>(2) 都の定める建設リサイクルの指針類に基づき、当該計画の中に建設副産物（再生材）をできる限り使用することを盛り込み、環境の保護に努めること。</p> <p><b>（景観の整備方針及び基準）</b></p> <p>第14条 公共施設等は、別で定める足立区景観計画（以下「景観計画」という。）の方針に基づき、地域特性を活かし魅力と個性のある美しい生活都市を実現するため、整備を行うものとする。</p> <p>2 まちづくり事業者は、長期使用による経年変化に配慮し、地域住民から親しみ愛される整備を行うものとする。</p> <p>3 公共施設等の景観整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) 地区の文化、歴史等の地区特性を活かした整備に努めること。</p> <p>(2) 地区のシンボルとなるとともに、周辺環境と調和のとれた整備に努めること。</p> <p>(3) 整備区域内に、景観上良好な樹木、建築物等がある場合は、可</p>

現 行	改 正
<p>能な限りその保全及び活用を含めた整備計画とすること。</p> <p><b>(みどりの整備方針及び基準)</b></p> <p>第15条 公共施設等は、足立区緑の基本計画の考え方に基づき、人と自然が共生し、環境に負担が少ない、安全で美しい都市を実現するため、緑の創出、保全及び育成をとおしてより多くの人々が緑と触れ合い、みどりの大切さを感じられる場となるよう整備を行うものとする。</p> <p>2 公共施設等のみどりの整備基準は、足立区緑の保護育成条例 <b>第15条第2項</b> に基づく緑化基準を遵守するとともに、次の各号 <b>第15条第2項</b> による。</p> <p>(1) 樹木は、樹形及び樹勢に配慮し、可能な限り保全するとともに、やむを得ず伐採する場合は <b>第15条第2項</b> 代替措置を講ずるよう努めること。</p> <p>(2) 樹木は、大きく育成できるよう整備に努めること。</p> <p>(3) 植栽を行う際は、利用者の安全性確保や防犯対策に配慮して行うこと。</p> <p><b>第3章 施設別整備基準</b></p> <p><b>第1節 公共建築物等整備基準</b></p> <p><b>(整備の原則)</b></p> <p>第16条 公共建築物等は、地域のシンボルやコミュニティ形成の核となるよう、この節の基準に基づき整備を行うとともに、別に定める足立区公共建築物整備基準に準じた整備を行うものとする。</p> <p><b>(ユニバーサルデザインの整備基準)</b></p> <p>第17条 公共建築物等のユニバーサルデザインの整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) 障がい者 <b>及び高齢者</b> 等が道路及び駐車場から利用居室及び公共施設までの経路 <b>並びに</b> 公共施設内を安全かつ円滑に移動できる</p>	<p>能な限りその保全及び活用を含めた整備計画とすること。</p> <p><b>(みどりの整備方針及び基準)</b></p> <p>第15条 公共施設等は、足立区緑の基本計画の考え方に基づき、人と自然が共生し、環境に負担が少ない、安全で美しい都市を実現するため、緑の創出、保全及び育成をとおしてより多くの人々が緑と触れ合い、みどりの大切さを感じられる場となるよう整備を行うものとする。</p> <p>2 公共施設等のみどりの整備基準は、足立区緑の保護育成条例 <b>(昭和51年足立区条例第39号)</b> に基づく緑化基準を遵守するとともに、次の各号 <b>に定めるところ</b> による。</p> <p>(1) 樹木は、樹形及び樹勢に配慮し、可能な限り保全するとともに、やむを得ず伐採する場合は <b>第15条第2項</b> 代替措置を講ずるよう努めること。</p> <p>(2) 樹木は、大きく育成できるよう整備に努めること。</p> <p>(3) 植栽を行う際は、利用者の安全性確保や防犯対策に配慮して行うこと。</p> <p><b>第3章 施設別整備基準</b></p> <p><b>第1節 公共建築物等整備基準</b></p> <p><b>(整備の原則)</b></p> <p>第16条 公共建築物等は、地域のシンボルやコミュニティ形成の核となるよう、この節の基準に基づき整備を行うとともに、別に定める足立区公共建築物整備基準に準じた整備を行うものとする。</p> <p><b>(ユニバーサルデザインの整備基準)</b></p> <p>第17条 公共建築物等のユニバーサルデザインの整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) 障がい者 <b>等</b> が <b>、</b> 道路及び駐車場から利用居室及び公共施設までの経路 <b>及び</b> 公共施設内を安全かつ円滑に移動できるよ</p>

現 行	改 正
<p>よう配慮すること。</p> <p>(2) トイレを設置する場合は、高齢者障がい者等用便房（バリアフリートイレ）の設置に努めること。</p> <p>(3) ベビーチェア、ベビーベッド、授乳室その他の子育て支援施設の設置に配慮すること。</p> <p>(4) 視覚障がい者を公共建築物等に誘導する誘導ブロックの敷設及び音声誘導装置の設置に配慮すること。</p> <p>(5) 当該施設の利用者以外の者が利用できる開放型のトイレの設置に努めること。</p> <p><b>(安全・安心の整備基準)</b></p> <p>第18条 公共建築物等の安全・安心の整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) 壁面後退により、ゆとりのある歩行者空間の確保に努めること。</p> <p>(2) 防災倉庫及び防火貯水槽の設置に努めること。</p> <p>(3) 地震により外壁やガラスなどが落下しない構造とすることとし、落下した際の安全性確保のため、道路境界線からの壁面線の後退を図ること。</p> <p>(4) 防災倉庫、電気設備室等は、洪水ハザードマップ等から予想される水害を考慮し、設置に努めること。</p> <p>(5) 避難所となる公共建築物等は、洪水ハザードマップ等から予想される水害を考慮し、避難スペースの確保に努めること。</p> <p>(6) 敷地の道路に面する部分は、生垣などによる接道部緑化に努め、原則として、ブロック塀は設置しないこととし、フェンスなどを設置する場合は、生垣の後部に設けるよう努めること。</p> <p>(7) 学校の校庭等は、一時集合場所となるような整備に努めること。</p> <p><b>(環境（地球温暖化対策）の整備基準)</b></p>	<p>う配慮すること。</p> <p>(2) トイレを設置する場合は、高齢者障がい者等用便房（バリアフリートイレ）の設置に努めること。</p> <p>(3) ベビーチェア、ベビーベッド、授乳室その他の子育て支援施設の設置に配慮すること。</p> <p>(4) 視覚障がい者を公共建築物等に誘導する誘導ブロックの敷設及び音声誘導装置の設置に配慮すること。</p> <p>(5) 当該施設の利用者以外の者が利用できる開放型のトイレの設置に努めること。</p> <p><b>(安全・安心の整備基準)</b></p> <p>第18条 公共建築物等の安全・安心の整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) 壁面後退により、ゆとりのある歩行者空間の確保に努めること。</p> <p>(2) 防災倉庫及び防火貯水槽の設置に努めること。</p> <p>(3) 地震により外壁、ガラス等が落下しない構造とすることとし、落下した際の安全性確保のため、道路境界線からの壁面線の後退を図ること。</p> <p>(4) 防災倉庫、電気設備室等は、洪水ハザードマップ等から予想される水害を考慮し、設置に努めること。</p> <p>(5) 避難所となる公共建築物等は、洪水ハザードマップ等から予想される水害を考慮し、避難スペースの確保に努めること。</p> <p>(6) 敷地の道路に面する部分は、生垣等による接道部緑化に努め、原則として、ブロック塀は設置しないこととし、フェンス等を設置する場合は、生垣の後部に設けるよう努めること。</p> <p>(7) 学校の校庭等は、一時集合場所となるような整備に努めること。</p> <p><b>(地球温暖化対策の整備基準)</b></p>

現 行	改 正
<p>第19条 公共建築物等の<b>環境</b>（地球温暖化対策）の整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) 壁面緑化、屋上緑化<b>など</b>を積極的に行うとともに、周辺環境に配慮した緑化に努めること。</p> <p>(2) 自然エネルギーの活用を考慮した施設整備を行うこと。</p> <p>(3) 高効率エネルギー機器及び省エネ機器の導入並びに施設の高断熱化を図ること。</p> <p><b>(景観の整備基準)</b></p> <p>第20条 公共建築物等の景観の整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) 公共施設等は、<b>足立区</b>景観計画に定める景観形成基準（遵守基準）だけでなく、景観形成誘導基準（配慮基準）についても可能な限りその基準を満たすよう整備を行うものとする。</p> <p>(2) コミュニティ形成に寄与するよう、まちかどにおけるポケット広場等の設置に努めることとし、設置場所については日当たりのよい、区民の利用しやすい場所とすること。</p> <p>(3) 上部利用が可能な大規模な施設は、上部に公園、運動場等を整備することにより、修景に努めること。</p> <p>(4) 周辺環境に影響の大きい施設については、緩衝緑地の設置に努めること。</p> <p><b>(みどりの整備基準)</b></p> <p>第21条 公共建築物等のみどりの整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) 区の定める緑化<b>_____</b>の<b>手引き</b>に沿った整備を行うとともに、十分な緑量を確保した整備を行うこと。</p> <p>(2) 敷地内へのシンボルツリーの設置に努めること。</p> <p>(3) 敷地内に植樹をする際には、野鳥<b>_____</b>などの自然観察を目的とした</p>	<p>第19条 公共建築物等の<b>_____</b>地球温暖化対策<b>_____</b>の整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) 壁面緑化、屋上緑化<b>等</b>を積極的に行うとともに、周辺環境に配慮した緑化に努めること。</p> <p>(2) 自然エネルギーの活用を考慮した施設整備を行うこと。</p> <p>(3) 高効率エネルギー機器及び省エネ機器の導入並びに施設の高断熱化を図ること。</p> <p><b>(景観の整備基準)</b></p> <p>第20条 公共建築物等の景観の整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) 公共施設等は、<b>_____</b>景観計画に定める景観形成基準（遵守基準）だけでなく、景観形成誘導基準（配慮基準）についても可能な限りその基準を満たすよう整備を行うものとする。</p> <p>(2) コミュニティ形成に寄与するよう、まちかどにおけるポケット広場等の設置に努めることとし、設置場所については日当たりのよい、区民の利用しやすい場所とすること。</p> <p>(3) 上部利用が可能な大規模な施設は、上部に公園、運動場等を整備することにより、修景に努めること。</p> <p>(4) 周辺環境に影響の大きい施設については、緩衝緑地の設置に努めること。</p> <p><b>(みどりの整備基準)</b></p> <p>第21条 公共建築物等のみどりの整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) 区の定める<b>「緑化計画のてびき」</b>に沿った整備を行うとともに、十分な緑量を確保した整備を行うこと。</p> <p>(2) 敷地内へのシンボルツリーの設置に努めること。</p> <p>(3) 敷地内に植樹をする際には、野鳥<b>等</b>の自然観察を目的とした</p>

現 行	改 正
<p>実のなる植樹に努めること。</p> <p><b>第2節 公共住宅整備基準</b> (整備の原則)</p> <p>第22条 公共住宅は、建築物、敷地内の緑、公園<b>など</b>が一体となり、周辺地域の居住環境の向上に寄与するよう整備を行うものとする。</p> <p>2 区営住宅は、地域のコミュニティ形成の核となるよう、この節の基準に基づ<b>き</b>整備を行うとともに、別に定める足立区公共建築物整備基準に準じた整備を行うものとする。</p> <p>3 公共住宅の建替えを行う<b>際</b>は、建替え戸数、配置計画、建物高さ等について、区<b>と</b>まちづくり事業者において別途協議するものとする。</p> <p>4 一団の敷地面積が3ヘクタール以上である公共住宅の建替えを行う<b>際</b>は、地区計画の策定について区と協議し、これに協力するものとする。</p> <p>5 <b> </b>足立区住生活基本計画に定める、最低居住水準に満たない住宅<b>や</b>浴室のない住宅については、積極的に住宅改善事業を推進するものとする。</p> <p>6 既存のストックの有効活用により、良好な住環境<b>と</b>適切な水準の住宅の確保を図るため、住宅改善等の推進を図るものとする。</p> <p>7 商店街振興に配慮した整備に努めるものとする。</p> <p>8 住民と周辺住民とのコミュニティ形成の推進のために、地域開放型の集会場の設置に努めるものとする。</p> <p>(ユニバーサルデザインの整備基準)</p> <p>第23条 公共住宅のユニバーサルデザインの整備基準は、次の各号による。</p>	<p>実のなる植樹に努めること。</p> <p><b>第2節 公共住宅整備基準</b> (整備の原則)</p> <p>第22条 公共住宅は、建築物、敷地内の緑、公園<b>等</b>が一体となり、周辺地域の居住環境の向上に寄与するよう整備を行うものとする。</p> <p>2 区営住宅は、地域のコミュニティ形成の核となるよう、この節の基準に基づ<b>く</b>整備を行うとともに、別に定める足立区公共建築物整備基準に準じた整備を行うものとする。</p> <p>3 公共住宅の建替えを行う<b>とき</b>は、建替え戸数、配置計画、建物高さ等について、区<b>及び</b>まちづくり事業者において別途協議するものとする。</p> <p>4 一団の敷地面積が3ヘクタール以上である公共住宅の建替えを行う<b>とき</b>は、地区計画の策定について区と協議し、これに協力するものとする。</p> <p>5 <b>別で定める</b>足立区住生活基本計画に定める、最低居住水準に満たない住宅<b>及び</b>浴室のない住宅については、積極的に住宅改善事業を推進するものとする。</p> <p>6 既存のストックの有効活用により、良好な住環境<b>及び</b>適切な水準の住宅の確保を図るため、住宅改善等の推進を図るものとする。</p> <p>7 商店街振興に配慮した整備に努めるものとする。</p> <p>8 住民と周辺住民とのコミュニティ形成の推進のために、地域開放型の集会場の設置に努めるものとする。</p> <p>(ユニバーサルデザインの整備基準)</p> <p>第23条 公共住宅のユニバーサルデザインの整備基準は、次の各号による。</p>

現 行	改 正
<p>(1) 建物の低層部には、障がい者及び高齢者等が入居できるよう設計に配慮すること。</p> <p>(2) 公共住宅の建替えに当たっては、子育て・高齢者支援施設の設置を検討すること。</p> <p>(3) 道路から住棟内に至るまでの通路は、障がい者及び高齢者等をはじめ全ての歩行者が安全に移動できるよう配慮すること。</p> <p><b>(安全・安心の整備基準)</b></p> <p>第24条 公共住宅の安全・安心の整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) 道路の幅員は、原則として6メートル以上とすること。</p> <p>(2) 敷地内の道路等の官地の付替え等を推進し、外周道路等を整備すること。</p> <p>(3) 次の基準に従い、防災倉庫を設置すること。</p> <p>ア 1住戸当たり0.1平方メートル以上かつ有効面積の合計は、10平方メートル以上とすること。</p> <p>イ 原則として各階に設置すること。ただし、やむを得ない場合には、設置する階は最長歩行距離4層以内ごととする。</p> <p>(4) 防火貯水槽は、所轄の消防署と協議の上、設置すること。</p> <p>(5) 地震により外壁やガラスなどが落下しない構造とすることとし、落下した際の安全性確保のため、道路境界線からの壁面線の後退を図ること。</p> <p>(6) 防災倉庫、電気設備室等は、洪水ハザードマップ等から予想される水害を考慮し、設置に努めること。</p> <p>(7) 洪水ハザードマップ等から予想される水害を考慮し、避難スペースの確保に努めること。</p> <p>(8) 災害時に、避難場所として利用できる避難用空地の確保に努め</p>	<p>(1) 建物の低層部には、障がい者等が入居できるよう設計に配慮すること。</p> <p>(2) 公共住宅の建替えに当たっては、子育て・高齢者支援施設の設置を検討すること。</p> <p>(3) 道路から住棟内に至るまでの通路は、全ての歩行者が安全に移動できるよう配慮すること。</p> <p><b>(安全・安心の整備基準)</b></p> <p>第24条 公共住宅の安全・安心の整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) 道路の幅員は、原則として6メートル以上とすること。</p> <p>(2) 敷地内の道路等の官地の付替え等を推進し、外周道路等を整備すること。</p> <p>(3) 次の基準に従い、防災倉庫を設置すること。</p> <p>ア 1住戸当たり0.1平方メートル以上かつ有効面積の合計は、10平方メートル以上とすること。</p> <p>イ 原則として各階に設置すること。ただし、やむを得ない場合には、設置する階は最長歩行距離4層以内ごととする。</p> <p>(4) 防火貯水槽は、所轄の消防署と協議の上、設置すること。</p> <p>(5) 地震により外壁、ガラス等が落下しない構造とすることとし、落下した際の安全性確保のため、道路境界線からの壁面線の後退を図ること。</p> <p>(6) 防災倉庫、電気設備室等は、洪水ハザードマップ等から予想される水害を考慮し、設置に努めること。</p> <p>(7) 洪水ハザードマップ等から予想される水害を考慮し、避難スペースの確保に努めること。</p> <p>(8) 災害時に、避難場所として利用できる避難用空地の確保に努め</p>

現 行	改 正
<p>ること。</p> <p>(9) 避難場所に指定されている公共住宅の整備に当たっては、かまどベンチ、マンホールトイレ等を必要に応じて整備すること。</p> <p><b>(環境(地球温暖化対策)の整備基準)</b></p> <p>第25条 公共住宅の<b>環境(地球温暖化対策)</b>の整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) 壁面緑化、屋上緑化<b>など</b>を積極的に行うとともに、周辺環境に配慮した緑化に努めること。</p> <p>(2) 自然エネルギーの活用を考慮した施設整備を行うこと。</p> <p>(3) 高規格断熱構造とし、施設の高断熱化を図ること。</p> <p>(4) 宅配ボックスの設置に努めること。</p> <p>2 公共住宅の生活環境の整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) 廃棄物の減量<b>と</b>資源活用の推進を図るため、再利用対策物保管場所を設置すること。</p> <p>(2) ディスポーザーを設置する場合は、適合シールがついたディスポーザー排水処理システムを使用すること。</p> <p>(3) ビルピットの臭気対策を図ること。</p> <p><b>(景観の整備基準)</b></p> <p>第26条 <b>足立区</b>景観計画に定める景観形成基準を満たした整備を行うとともに、景観形成誘導基準についても可能な限りその基準を満たした整備を行うものとする。</p> <p>2 一団の敷地面積が3ヘクタール以上である公共住宅の建替えを行う場合は、当該一団の敷地の良好な景観の形成に関する事項を記載した景観ガイドラインの策定に努めるものとする。</p> <p><b>(みどりの整備基準)</b></p>	<p>ること。</p> <p>(9) 避難場所に指定されている公共住宅の整備に当たっては、かまどベンチ、マンホールトイレ等を必要に応じて整備すること。</p> <p><b>(地球温暖化対策)の整備基準)</b></p> <p>第25条 公共住宅の<b>地球温暖化対策</b>の整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) 壁面緑化、屋上緑化<b>等</b>を積極的に行うとともに、周辺環境に配慮した緑化に努めること。</p> <p>(2) 自然エネルギーの活用を考慮した施設整備を行うこと。</p> <p>(3) 高規格断熱構造とし、施設の高断熱化を図ること。</p> <p>(4) 宅配ボックスの設置に努めること。</p> <p>2 公共住宅の生活環境の整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) 廃棄物の減量<b>及び</b>資源活用の推進を図るため、再利用対策物保管場所を設置すること。</p> <p>(2) ディスポーザーを設置する場合は、適合シールがついたディスポーザー排水処理システムを使用すること。</p> <p>(3) ビルピットの臭気対策を図ること。</p> <p><b>(景観の整備基準)</b></p> <p>第26条 <b>景観計画</b>に定める景観形成基準を満たした整備を行うとともに、景観形成誘導基準についても可能な限りその基準を満たした整備を行うものとする。</p> <p>2 一団の敷地面積が3ヘクタール以上である公共住宅の建替えを行う場合は、当該一団の敷地の良好な景観の形成に関する事項を記載した景観ガイドラインの策定に努めるものとする。</p> <p><b>(みどりの整備基準)</b></p>

現 行	改 正
<p>第27条 公共住宅のみどりの整備基準は、区の定める緑化計画の<b>手引き</b>に沿った整備を行うとともに、十分な緑量を確保した整備を行うものとする。</p> <p>2 公共住宅の公園の整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) 公園は、団地内で分散させず、敷地面積の10パーセント以上を確保<b>すること</b>。公園の形状は、整形地となるように努めること。</p> <p>(2) 近接する団地での建替えを考慮して公園の集約化を図り、最低面積を2,500平方メートル以上となるよう努めること。</p> <p>(3) 公園は、公道に接し、建築物の日陰にならない配置とすること。</p> <p><b>第3節 道路整備基準</b> (ユニバーサルデザインの整備基準)</p> <p>第28条 道路のユニバーサルデザインの整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) 歩道と車道<b>と</b>の分離を原則とし、歩道の整備は電柱、道路標識、ガードレール等に配慮し、歩道の有効幅員を確保すること。</p> <p>(2) 段差を解消し、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを設置すること。</p> <p>(3) 歩道橋及び橋<b>梁</b>は、可能な限りスロープを設置すること。</p> <p><b>(安全・安心の整備基準)</b></p> <p>第29条 道路の安全・安心の整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) 歩道の整備及び隅切りの設置を図ること。</p> <p>(2) 交差点<b>など</b>の植栽においては、視距を確保すること。</p> <p>(3) 都市防災不燃化促進事業実施路線沿道では、延焼遮断性能を高めるため、防火性能の高い樹種を配置すること。</p>	<p>第27条 公共住宅のみどりの整備基準は、区の定める緑化計画の<b>てびき</b>に沿った整備を行うとともに、十分な緑量を確保した整備を行うものとする。</p> <p>2 公共住宅の公園の整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) 公園は、団地内で分散させず、敷地面積の10パーセント以上を確保<b>し</b>、公園の形状は、整形地となるように努めること。</p> <p>(2) 近接する団地での建替えを考慮して公園の集約化を図り、最低面積を2,500平方メートル以上となるよう努めること。</p> <p>(3) 公園は、公道に接し、建築物の日陰にならない配置とすること。</p> <p><b>第3節 道路整備基準</b> (ユニバーサルデザインの整備基準)</p> <p>第28条 道路のユニバーサルデザインの整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) 歩道と車道<b>と</b>の分離を原則とし、歩道の整備は電柱、道路標識、ガードレール等に配慮し、歩道の有効幅員を確保すること。</p> <p>(2) 段差を解消し、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを設置すること。</p> <p>(3) 歩道橋及び橋<b>りょう</b>は、可能な限りスロープを設置すること。</p> <p><b>(安全・安心の整備基準)</b></p> <p>第29条 道路の安全・安心の整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) 歩道の整備及び隅切りの設置を図ること。</p> <p>(2) 交差点<b>等</b>の植栽においては、視距を確保すること。</p> <p>(3) 都市防災不燃化促進事業実施路線沿道では、延焼遮断性能を高めるため、防火性能の高い樹種を配置すること。</p>

現 行	改 正
<p><b>(環境(地球温暖化対策)の整備基準)</b></p> <p>第30条 道路の<b>環境(地球温暖化対策)</b>の整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) 緑陰をつくりだすよう、街路樹の配置に配慮すること。</p> <p>(2) 道路の舗装材は、可能な限り環境に配慮したものにすること。</p> <p>(3) 道路には、環境に配慮し可能な限り樹木を植栽すること。</p> <p><b>(景観の整備基準)</b></p> <p>第31条 道路の景観整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) 道路の種別<b>や</b>沿道の状況に応じ、樹木の配置<b>や</b>樹種の選定<b>などを</b>工夫し、緑豊かな街路景観の形成に努めること。</p> <p>(2) 街路灯、ベンチ、花壇その他のストリートファニチャーは、沿道との調和を図り親しめるものとする。</p> <p>(3) 商店街<b>など</b>の周辺環境や地域の歴史に配慮した道路整備を進めること。</p> <p>2 橋<b>梁</b>の景観整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) 橋<b>梁</b>のデザイン及び付属物については、地元住民から長年愛されるよう配慮すること。</p> <p>(2) 橋詰広場<b>など</b>眺望を楽しめる場所の設置に努めること。</p> <p><b>(みどりの整備基準)</b></p> <p>第32条 道路のみどりの整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) 道路の整備に当たっては、樹種の選定に十分配慮した緑化の推進に努めること。</p> <p>(2) 駅前広場は、量感のある緑化に努めるとともに、地域のシンボルとなるよう整備を行うこと。</p> <p><u>2 (追加)</u></p>	<p><b>(地球温暖化対策)の整備基準)</b></p> <p>第30条 道路の<b>地球温暖化対策</b>の整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) 緑陰をつくりだすよう、街路樹の配置に配慮すること。</p> <p>(2) 道路の舗装材は、可能な限り環境に配慮したものにすること。</p> <p>(3) 道路には、環境に配慮し可能な限り樹木を植栽すること。</p> <p><b>(景観の整備基準)</b></p> <p>第31条 道路の景観整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) 道路の種別<b>及び</b>沿道の状況に応じ、樹木の配置<b>、</b>樹種の選定<b>等</b>を工夫し、緑豊かな街路景観の形成に努めること。</p> <p>(2) 街路灯、ベンチ、花壇その他のストリートファニチャーは、沿道との調和を図り親しめるものとする。</p> <p>(3) 商店街<b>等</b>の周辺環境や地域の歴史に配慮した道路整備を進めること。</p> <p>2 橋<b>りょう</b>の景観整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) 橋<b>りょう</b>のデザイン及び付属物については、地元住民から長年愛されるよう配慮すること。</p> <p>(2) 橋詰広場<b>等の</b>眺望を楽しめる場所の設置に努めること。</p> <p><b>(みどりの整備基準)</b></p> <p>第32条 道路のみどりの整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) 道路の整備に当たっては、樹種の選定に十分配慮した緑化の推進に努めること。</p> <p>(2) 駅前広場は、量感のある緑化に努めるとともに、地域のシンボルとなるよう整備を行うこと。</p> <p><b>2 まちづくり事業者は、別で定める街路樹維持管理指針に基づいた植</b></p>

現 行	改 正
<p>第4節 公園整備基準 (ユニバーサルデザインの整備基準)</p> <p>第33条 公園のユニバーサルデザインの整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) 車いす使用者が、出入りできる出入口を設置すること。</p> <p>(2) スロープ<sup>など</sup>を利用した園路を確保すること。</p> <p>(3) 歩道機能を持つ園路を設けるよう努めること。</p> <p>(安全・安心の整備基準)</p> <p>第34条 公園の安全・安心の整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) 防災機能を備えた整備に配慮すること。</p> <p>(2) 外構には、ブロック塀は設置しないこと。</p> <p>(3) 防犯対策を含め、利用者の安全性確保に配慮した樹木の配置を行うこと。</p> <p>(<sup>環境</sup>地球温暖化対策)の整備基準)</p> <p>第35条 園路<sup>など</sup>の公園施設等には、できる限り環境に配慮した素材を用いるものとする。</p> <p>(景観の整備基準)</p> <p>第36条 公園の景観整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) 地域特性を活かした、地域に親しまれる公園整備を行うこと。</p> <p>(2) 景観に寄与する樹形の美しい、季節感豊かな植栽を行うこと。</p> <p>(3) シンボルツリーの設置に努めること。</p> <p>(みどりの整備基準)</p> <p>第37条 公園の外周部は、緑量の大きい高木を植栽し、地域の豊かな緑を形成するものとする。</p>	<p><sup>裁を行うものとする。</sup></p> <p>第4節 公園整備基準 (ユニバーサルデザインの整備基準)</p> <p>第33条 公園のユニバーサルデザインの整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) 車いす使用者が、出入りできる出入口を設置すること。</p> <p>(2) スロープ<sup>等</sup>を利用した園路を確保すること。</p> <p>(3) 歩道機能を持つ園路を設けるよう努めること。</p> <p>(安全・安心の整備基準)</p> <p>第34条 公園の安全・安心の整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) 防災機能を備えた整備に配慮すること。</p> <p>(2) 外構には、ブロック塀は設置しないこと。</p> <p>(3) 防犯対策を含め、利用者の安全性確保に配慮した樹木の配置を行うこと。</p> <p>(<sup>環境</sup>地球温暖化対策)の整備基準)</p> <p>第35条 園路<sup>等</sup>の公園施設等には、できる限り環境に配慮した素材を用いるものとする。</p> <p>(景観の整備基準)</p> <p>第36条 公園の景観整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) 地域特性を活かした地域に親しまれる公園整備を行うこと。</p> <p>(2) 景観に寄与する樹形の美しい季節感豊かな植栽を行うこと。</p> <p>(3) シンボルツリーの設置に努めること。</p> <p>(みどりの整備基準)</p> <p>第37条 公園の外周部は、緑量の大きい高木を植栽し、地域の豊かな緑を形成するものとする。</p>



現 行	改 正
<p>(1) 隣接する遊歩道や敷地と一体的な整備を行うとともに、既存の緑の保全に努めること。</p> <p>(2) 自然林や屋敷林の保全及びこれらに配慮した親水整備を行うこと。</p> <p><b>第4章 協議等</b> <b>(協議)</b></p> <p>第44条 この基準によるまちづくり事業者との総括的な協議は都市建設部が行い、細部の協議については各所管課が行う。</p> <p>2 この基準の施行の際、既に旧基準による事前協議書を受理したものについては、旧基準による。</p> <p>付 則 この基準は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>付 則(23足都都発第672号 平成23年7月26日 区長決定)</p> <p>この基準は、平成23年10月1日から施行する。</p> <p>付 則(24足都都発第1603号 平成24年11月30日 区長決定)</p> <p>この基準は、平成24年12月1日から施行する。</p> <p>付 則(25足都都発第3059号 平成26年3月28日 区長決定)</p> <p>この基準は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>付 則(26足都都発第3404号 平成27年3月25日 区長決定)</p> <p>この基準は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>付 則(2足都都発第190号 令和2年5月25日 区長決</p>	<p>(1) 隣接する遊歩道や敷地と一体的な整備を行うとともに、既存の緑の保全に努めること。</p> <p>(2) 自然林及び屋敷林の保全並びにこれらに配慮した親水整備を行うこと。</p> <p><b>第4章 協議等</b> <b>(協議)</b></p> <p>第44条 この基準によるまちづくり事業者との総括的な協議は都市建設部が行い、細部の協議については各所管課が行う。</p> <p>2 この基準の施行の際、既に旧基準による事前協議書を受理したものについては、旧基準による。</p> <p>付 則 この基準は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>付 則(23足都都発第672号 平成23年7月26日 区長決定)</p> <p>この基準は、平成23年10月1日から施行する。</p> <p>付 則(24足都都発第1603号 平成24年11月30日 区長決定)</p> <p>この基準は、平成24年12月1日から施行する。</p> <p>付 則(25足都都発第3059号 平成26年3月28日 区長決定)</p> <p>この基準は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>付 則(26足都都発第3404号 平成27年3月25日 区長決定)</p> <p>この基準は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>付 則(2足都都発第190号 令和2年5月25日 区長決</p>

現 行	改 正
<p>定) この基準は、令和3年1月1日から施行する。 付 則（3足都都発第2469号 令和4年2月1日 区長決定）</p> <p>定) この基準は、令和4年4月1日から施行する。 付 則（5足都都発第4805号 令和6年3月29日 区長決定）</p> <p>定) この基準は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>定) この基準は、令和3年1月1日から施行する。 付 則（3足都都発第2469号 令和4年2月1日 区長決定）</p> <p>定) この基準は、令和4年4月1日から施行する。 付 則（5足都都発第4805号 令和6年3月29日 区長決定）</p> <p>定) この基準は、令和6年4月1日から施行する。 付 則（7足都都発第1071号 令和7年6月30日 区長決定）</p> <p>定) この基準は、令和7年7月1日から施行する。</p>